

特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター
事務局長 網代太郎様

御意見をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただきました要望書につきまして、各担当部局から別添のとおりお答えいたします。

今後とも、皆様の御意見を大切にしながら、皆様に信頼される県政を目指して努力いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、お返事が遅くなりましたことを深くお詫び申し上げます。

平成16年2月19日

鳥取県総務部県民室長 有田 裕

要望書に対する対応状況及び対応方針

要望事項	対応状況及び対応方針	担当課
1. 化学物質過敏症、シックハウス症候群をはじめ、化学物質による健康影響等関連する情報を積極的に収集し、研修等を通じて、職員全員が知識、理解を深めること。	鳥取県では、平成12年度からシックハウス問題に対応するため建築・住宅所管課を始め福祉保健関係課、教育委員会、試験研究機関などで構成する「鳥取県シックハウス対策協議会」を立ち上げ、様々な対策を講じております。また、運営にあたっては、NPO法人のアドバイスも頂いております。	生活環境部 住宅環境課
2. 学校を含む公共施設における室内環境の保全のために、担当部局へ働きかけ、連携して、以下について取り組むこと。 (1) 公共施設の建設・管理担当部局の職員に対して、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報提供や研修等を行い、知識と理解を深めること。 (2) 公共施設の室内空気質濃度の定期測定のほか、新築・改修工事後、備品搬入後等必要に応じて臨時測定を行うこと。厚生労働省の指針値を超えていた場合は、原因を明らかにしたうえで、適切な対策を行うこと。 (3) 公共施設の禁煙化を推進すること。	これまでにこの協議会は、パンフレットの作成・配布、パネル展示や講演会の開催など県民の皆様への情報提供を行っているほか、相談窓口の設置、簡易測定器の貸出体制の整備、県有施設の実態把握と対策などにおいて各関係機関との連携を図っております。 今後もこの協議会を通じて、職員の知識及び理解を深めながらシックハウス問題に関する県民の皆様の御要望に応えられるよう引き続き啓発活動と連携体制の強化を図りたいと考えております。 また、公共施設の禁煙化については、平成15年12月に「鳥取県・公共施設等における禁煙分煙を進めるための事例集」を作成し、1月に各関係機関に周知及び配布をしました。 この事例集をもとに公共施設の禁煙・分煙化の促進を図っていくことにしています。	福祉保健部 健康対策課
8. 発症者居住地の周辺住民に対し、化学物質過敏症、シックハウス症候群への理解と協力を求めること（農薬・殺虫剤散布、野焼き等の制限等）。		
9. 化学物質が健康へ与える影響等について、学習会等により市民へ啓発すること。		

要望事項	対応状況及び対応方針	担当課
3. 教育委員会、学校、学校医、学校薬剤師と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報交換を行い、発症している児童生徒の就学対策や、児童生徒の発症予防に取り組むこと。	<p>化学物質過敏症やシックハウス症候群に対して県教育委員会では次のような取り組みを実施しています。</p> <p>①「学校環境衛生の基準」の一部改訂に伴い、学校環境衛生活動の適正な実施について各市町村教育委員会及び県立学校に通知（平成14年2月21日）</p> <p>②「健康的な学習環境を確保するために～有害な化学物質の室内濃度低減に向けて～」（平成14年2月文部科学省）のパンフレットを各市町村教育委員会及び県立学校に配布（平成14年3月12日）</p> <p>③県立学校については、平成14年度に学校環境衛生の基準に基づき、教室等の空気の検査を全校で実施し、基準値を超えた学校については、教室等の換気の指導をするとともに、平成15年度も再び検査を実施するよう指導。</p> <p>市町村教育委員会に対しては、同様の検査を実施するよう指導するとともに、実施状況を調査</p> <p>④学校関係者を対象に学校環境衛生に関する研修会を実施</p> <p>このように、学校の環境衛生については、学校薬剤師に指導を受けながら適切な学校環境を目指すこととしており、各学校においては、学校保健委員会等で学校環境衛生について話し合ったり、隨時学校薬剤師と連携をとるよう指導しています。</p>	教育委員会 事務局 体育保健課
4. 建築・土木工事の部局と連携し、発症者の居住地近くで工事が行われる場合に、できる限り有害物質を減らしたり、発症者の工事期間中の避難場所を確保する等の取り組みを行うこと。	県の営繩工事においては、化学物質対策として建築基準法に定める技術的基準を遵守し、JIS、JASが定める人体への影響が極力少ない材料を使用しています。また、居住に使用する施設については、完成時には化学物質の測定を実施しています。	総務部 管財課

要望事項	対応状況及び対応方針	担当課
5. 福祉、労働の部局と連携し、発症者の就労対策に取り組むとともに、就労が困難な場合の生活保護の手続きが支障なく進むよう、取りはからうこと。	<p>生活保護は、利用できる資産、能力その他のあらゆるものを利用しても生活が困窮する方の最低限度の生活を保障する制度です。</p> <p>病気のため就労が困難で稼働収入が十分得られず、生活ができない等の御相談は、福祉事務所の生活保護担当職員がお受けします。その際、御相談内容から生活保護制度、手続の説明のみならず、他の福祉、労働、医療の部局と連携し利用できる制度の情報も提供するようにしております。</p> <p>また、生活保護受給後に求職活動等される方を公共職業安定所（ハローワーク）と連携し支援します。</p> <p>なお、シックハウス症候群の発症等により障害者となられた場合、あるいは障害者手帳はお持ちでなくても障害者と健常者のはざまで苦しんでおられ就職が困難な場合、公共職業安定所（ハローワーク）に専門の窓口が設けられています。</p> <p>また、事業所へのシックハウス症候群に対する適切な措置等の徹底についても、国により指導を行っているところです。</p>	福祉保健部 福祉保健課 商工労働部 労働雇用課
6. 化学物質過敏症、シックハウス症候群の発症者が、年齢別健康診断（乳幼児検診、がん検診等）等の公共サービスを受けられるよう、実施場所において個別に対応がとられるよう取りはからうこと（実施場所の室内空気質改善）、医療器具・消毒方法配慮等）	<p>乳幼児健診、がん検診等は、主に市町村が主体となって実施しているのですが、健診の実施形態により個別に対応することが困難な場合があると考えられます。</p> <p>県としては、市町村や健康診断実施機関に必要な情報提供等を行っていきたいと考えております。</p>	福祉保健部 健康対策課
7. 医師会、医療機関と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群発症者が身近な医療機関で他の疾患も含めて受診できるよう取りはからうこと。	<p>当面、シックハウス症候群について各保健所等に相談窓口を設けており、関係機関と連携しながら、適切な対応ができるよう努めていきたいと考えています。</p> <p>また、適切な医療の提供が行われるよう、医師会など医療関係者との意見交換を行いたいと考えております。</p>	福祉保健部 健康対策課 医務薬事課